2013年度電子化率35%

電子マニフェストの最新動向

適正処理を担保するだけでなく、事務作業の効率化をもたらすツールとして認知度が高まっている電子マニフェスト。（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（岡澤和好理事長、☎03・5275・7111）は、2016年度に電子マニフェストの普及率50%との国の新方針を受け、14年1月から加入料金を廃止するなど導入促進策を本格化させている。ここ数年、年間登録件数は200万件以上で増え続け、13年度の年間登録件数が1746万件で過去最高を更新、紙マニフェストに対する電子化率は35%となった。国の目標50%達成が見込まれる情勢となった。

加入料金廃止で弾みがついた

電子マニフェストは1998年に運用を始め、今年で16年目となる。08年度から電子マニフェスト利用が義務付けられた。13年度は加入者数が11万8860で初めて10万を超えた。

06年、当時の安倍首相を本部長とする「IT戦略本部」で10年度までに電子マニフェストの普及率を50%とする目標が盛り込まれた。09年の政権交代後もこの目標設定に変更はなかったが、10年度の普及率は23%にとどまった。

その後、国の方針が示されることはなかった。12年8月、産廃特措法改正案の付帯決議で何らかの目標が明確にされたにもかかわらず、同センターはこの方針を受け、13年度の登録件数を1730万件とすることを目指した。当初の電子マニフェスト普及率50%以上の数値目標を設定し、その早期達成に向け、ロードマップを速やかに作成すること」が盛り込まれた。

13年5月、第3次循環型社会形成推進基本計画の中に、電子マニフェストの利用割合を1万6005、処分業者6998、合計11万8860と当初の見込みを上回った。

要因の1つとされるのが加入料金の廃止。12年9月から12月まで期間限定で実施した保管スペースが不要なこと、処理状況の確認が容易であること、入力漏れ防止や不適正な入数が増えるなど一定の成果がみられた。「弾み」をつけたいと、14年1月1日から電子マニフェスト加入料金を全廃した。排出事業者、収集運搬業者、処分業者がそれぞれ加入時に支払う加入料金3万8577、収集運搬業者1万5